

(令和7年4月1日)

住居確保給付金のしおり

家計の立て直しのために
転居費用の補助が必要なかたへ

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡、本人もしくは同一の世帯に属する者の離職・休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は喪失のおそれのある方のうち、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められた方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。

支給を受けるための要件

次の①～⑨のいずれにも該当すること。

- ①川口市内に現に居住する方。
- ②申請者と同一の世帯に属する者の死亡、申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職・休業等により、世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれのある方。
- ③申請した月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である方。
- ④申請した月において、世帯の生計を主として維持している方。
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次に当てはまる方。

	資 産 基 準 額
単身世帯	504,000円以下
2人世帯	780,000円以下
3人以上の世帯	1,000,000円以下

⑥申請した月における世帯収入額が、次に当てはまる方。

	収 入 基 準 額
単身世帯	1 3 1,7 0 0 円以下
2 人世帯	1 8 7,0 0 0 円以下
3 人世帯	2 3 4,0 0 0 円以下
4 人世帯	2 7 6,0 0 0 円以下
5 人世帯	3 1 7,0 0 0 円以下
6 人世帯	3 6 4,0 0 0 円以下
7 人世帯	4 0 8,4 0 0 円以下

⑦川口市生活自立サポートセンターでの家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の二点に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である方。

- ・転居に伴い一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ・転居に伴い一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

⑧自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等（生活保護を含む）を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑨暴力団員でない方。

対 象 経 費

転居費用補助の支給対象・対象外の経費は以下の通りです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料等） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備の購入費

支 給 方 法

支給方法は、経費に応じて次の①又は②の通りです。

①転居先の住宅に係る初期費用

自治体から不動産業者等の口座へ直接振り込みます。

②①以外の経費（家財の運搬費用等）

個々の状況に応じて、自治体から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座への支給か、いずれかの方法で支給します。

支 給 額

支給額（限度額以内）＝支給対象となる経費（住宅扶助基準額（※）×３）

	住宅扶助基準額	支給限度額
単身世帯	４７，７００円	１４３，１００円
２人世帯	５７，０００円	１７１，０００円
３人世帯	６２，０００円	１８６，０００円
４人世帯	６２，０００円	１８６，０００円
５人世帯	６２，０００円	１８６，０００円
６人世帯	６７，０００円	２０１，０００円
７人世帯	７４，４００円	２２３，２００円

※住宅扶助基準額：「生活保護法による保護の実施要領について」第7-4-（１）-ア、第7-4-（１）-オに定められた額

留 意 事 項

- ・住居確保給付金の転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外であるため、支給決定後、これらの支給対象外の経費は申請者自ら不動産仲介業者等へ支払う必要があります。
- ・支給対象内の経費であっても、その額が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担が発生します。
- ・転居に要する経費の実際の支出額が支給した額を下回った場合、差額は返還していただきます。

【お問い合わせ先】

川口市生活自立サポートセンター

048-299-8293・8294（相談支援担当）

048-271-9412（住居確保給付金担当）